

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 復興庁組織令の一部改正

復興局の名称、位置及び管轄区域を定めること。

(第四条関係)

第二 東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正

一 復興推進計画等を作成できる地方公共団体の範囲について定めること。

(第二条関係)

二 認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域について定めること。

(第五条関係)

第三 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

一 主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設を福島農林水産業振興施設とすること。

(第一条関係)

(一) 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第七条第四項第一号イに規定する実施区域において農林水産物を生産する事業

(二) 福島農林水産物(一)に掲げる事業により生産された農林水産物をいう。以下同じ。)を加工する事業

- (三) 福島農林水産物又はその加工品を販売する事業
  - (四) 福島農林水産物を調理して供与する事業
  - (五) 福島農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業
- 二 次に掲げる者は、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合でも農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転を受けることができるものとする。 (第二十八条関係)
- (一) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に賃借権の設定等を行うため賃借権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主
  - (二) 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第一項第二号に掲げる業務の実施によって賃借権の設定等を受ける場合における当該独立行政法人農業者年金基金
  - (三) 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該地方公共団体
  - (四) 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を

同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該法人

(五) 農地法施行令第二条第二項第三号に規定する一般社団法人又は一般財団法人が対象土地を同号に規定

する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該一般社団法人又は一般財団法人

(六) (一)から(五)に掲げる者のほか、農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者

三 二の(二)から(六)までの場合は、農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権の設定等に関する要件が緩和されるものとする事。  
(第二十九条関係)

四 福島県知事による不確知共有者の探索の方法について、共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること等を定めるものとする事。  
(第三十条関係)

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行するものとする事。(附則関係)